一　名称及び記号　国庫短期証券（第三百十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆二千七百九億二千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千六百八十九億円

七　払込金額
イ　価格競争入札発行　五兆二千六百九十六億千五十万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千六百八十七億八千三百七十一万二千八百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十四年九月二十四日

十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭五厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭五厘二毛

十二　償還期限　平成二十四年十二月二十五日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十四年九月二十四日

○財務省告示第三百二十四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年九月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十月五日

財務大臣　城島　正光

一　名称及び記号　国庫短期証券（第三百十二回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆三千二百十一億七千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で千七百八十七億五千万円

七　払込金額
イ　価格競争入札発行　二兆三千二百八億千二百六十九万三千六百五十円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千七百八十七億二千二百四十七万二千五百円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十四年九月二十五日

十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭四厘五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十八銭四厘六毛

十二　償還期限　平成二十四年十一月二十二日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十四年九月二十五日

○農林水産省告示第二千二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十月五日

農林水産大臣　郡司　彰

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長崎県大村市東大村二丁目一〇二三・荒平町一五三三の一・一五三三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
(三)　解除の理由　土地改良事業用地とするため
二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長崎県大村市東大村二丁目一〇二三・荒平町一五三三の一・一五三三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁及び大村市役所に備え置いて縦覧に供する。）